

学校法人 徳洲会

湘南鎌倉医療大学

ガバナンス・コード

2023 年 5 月 26 日策定

はじめに

1. 「湘南鎌倉医療大学 ガバナンス・コード」の目的・意義

- (1) 学校法人徳洲会（以下「本法人」という。）は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。
- (2) 本法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。
- (3) 本法人は、学生・保護者・教職員はもとより、地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。
- (4) 本法人は、適切なガバナンスを確保し、湘南鎌倉医療大学（以下「本学」という。）の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。
- (5) 私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性ととも自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「湘南鎌倉医療大学 ガバナンス・コード」の制定は重要な意義がある。

2. 「湘南鎌倉医療大学 ガバナンス・コード」制定における指針

本ガバナンス・コードは、「本学が主体性を重んじ公共性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めること」を目的とし、以下の5つの原則に基づき国民に対して宣言するものとする。

- (1) 本学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重…建学の精神等
- (2) 安定性・継続性…学校法人運営の基本（権限・役割の明確化）
- (3) 教学ガバナンス…学長の責務、権限・役割の明確化
- (4) 公共性・信頼性…ステークホルダーとの関係
- (5) 透明性の確保…情報公開等

3. 「湘南鎌倉医療大学 ガバナンス・コード」の運用

本学ガバナンス・コードは、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード」に基づき、本学が公共性と自主性を基本にした自律的な取組みとして活用することを目的としている。

今後も、法令改正等に応じて必要があれば改正し、より適切な「湘南鎌倉医療大学 ガバナンス・コード」を目指すこととする。

第1章 自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独自の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人徳洲会が設置する湘南鎌倉医療大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範とし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ、さまざまなステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

建学の精神・理念は次のとおりです。

「生命だけは平等だ」という理念のもと、いつでもどこでも誰でもが最善の医療・ケアを受けられる社会の構築を目指し日々研鑽する医療人を育成することです。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。

すべての人の生命は平等に扱われるべきものであるという考え方を基盤に、看護に携わる人に必要な人間性の涵養を図り科学的理論に裏付けられた専門的知識・技術を修得させるとともに、多職種連携への意識を醸成し、地域で暮らす人々へのケア開発等への理解を深め、学問的探究心を高め、看護への応用も視野に入れ、継続的に自己研鑽する自律性を持つ高度な看護専門職者です。

1-2 教育と研究の目的

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

【学部】

本学の建学の精神・理念に基づく教育目的等は次のとおりです。

教育基本法及び学校教育法に則り、幅広い教養と哲学的思考を基盤とする豊かな人間性・高い倫理性を持ち、医療技術の進歩・発展、ヒューマンケアへの意識の変化、地域社会のケアニーズの多様化等に対応できる高度な知識・技術を身につけた医療専門職を育成することです。

【大学院】

大学の理念・目的を基盤としてさらに深く、幅広く医療職として必要な自己研鑽を続け、医療分野の実践・研究・教育の発展に寄与する人材を育成することです。

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ①安定した経営を行うために、認証評価を念頭に、中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく適切な中期的計画を検討・策定します。
- ②中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会や大学運営会議において進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性のある法人運営・大学運営に努めています。
- ③財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤経営陣と教職員が中期的な計画を共有し教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。経営陣と教職員が計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど、法人全体の取組みを徹底します。

1-3 湘南鎌倉医療大学の社会的責任等

- (1) 運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保に努めます。
- (2) 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、保護者、卒業生、地域社会構成員等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- (3) 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識のもと、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 学校法人運営の基本

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。したがって、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。

このような役割・責務を果たすため、本法人は、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 意思決定の議決機関としての役割

①理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

(2) 理事会の議決事項の明確化等

①理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

②理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

③理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

(3) 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

①理事会は、理事及び湘南鎌倉医療大学の運営責任者である学長、副学長及び学部長等に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務と捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

②理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

(4) 学長への権限委任

①学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

②学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

③各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

(5) 実効性のある開催

①理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

②審議に必要な時間は十分に確保します。

(6) 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、(イ)その

職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

- (7) 役員（理事・監事）が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- (8) 役員（理事・監事）の本法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。
- (9) 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）

- ①理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。
- ②理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位を明確に定めます。
- ③理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦本法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため、適切な業務執行を推進します。
- ②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部（非常勤）理事の役割

- ①複数名の外部理事を選任します。
- ②外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会等の提供と充実

①全理事（外部理事を含む）に対し、研修機会等の提供や、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）

①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

②監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席することができます。

③監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。

④監事は、本法人の業務等に関し不正行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告する。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。

⑤監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求することができます。

(2) 監事の選任

①監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。

②監事は 2 人置くこととします。

③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査規程

①監査機能の強化のため、監事監査規程を策定しています。

②監事は、監査計画を定め関係者に通知します。

③監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成するとともに、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

①監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。

②監事に対し、研修機会の提供や、その内容の充実に努めます。

- ③監事には、審議事項に関する情報について、理事会開催の事前・事後のサポートを行います。
- ④その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ①予算、事業計画に関する事項
- ②中期的な計画の策定
- ③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- ④役員報酬に関する基準の策定
- ⑤寄附行為の変更
- ⑥合併
- ⑦私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第 3 号に掲げる事由による解散
- ⑧収益事業に関する重要事項
- ⑨その他、本法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

(2) 評議員会から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は、当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ②評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 本法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

- イ 本法人が設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。

(2) 評議員への充実した情報等の提供

- ①評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ②評議員に対し十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス

学長の任免は、湘南鎌倉医療大学学長選考規程に基づき、「理事会において選出し、理事長が任命する」とあり、湘南鎌倉医療大学学則において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定や、副学長、学部長等の任命、教員採用等について、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務

- ①学長は、学則第 1 条に掲げる「湘南鎌倉医療大学は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に則り、幅広い教養と哲学的思考を基盤とする豊かな人間性・高い倫理性を持ち、医療技術の進歩・発展、ヒューマンケアへの意識の変化、地域社会のケアニーズの多様化等に対応できる高度な知識・技術を身につけた医療専門職の育成を目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括するとともに、所属教職員を統督します。
- ②学長は、理事会から委任された権限を行使します。

- ③学長は、所属教職員が学長方針や、中期的な計画、本法人の経営に関する情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制

- ①本学に副学長を置くことができるようにしており、湘南鎌倉医療大学学則において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。
- ②学部長の役割については、湘南鎌倉医療大学学則において「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」としています。

3-2 教授会（学長と教授会の関係）

本学の教育研究の重要な事項を審議するために、教授会を設置しており、審議する事項については、教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。本学は建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担うために、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たしていかなければなりません。そのために、学生・保護者、卒業生、教職員等のステークホルダーはもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

学生の学びの基礎単位である学部においても、3つのポリシー〔卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）〕を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋を明確にします。

(1) 3つのポリシー

①卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

- ア 人間として必要な他を思いやる豊かな人間性、幅広い教養、倫理観、生活能力、マナーを身につけている
- イ チーム医療に関心が高く、実践現場において関わる人々との十分なコミュニ

ケーションが取れ、多職種連携において看護の専門的役割が果たせる

- ウ 修得した最新の看護学の知識・技術をもとに科学的根拠に基づいた判断力・思考力をもって看護実践ができる
- エ 地域特性を理解し、地域における看護活動発展への意思を持ち地域看護活動の基礎能力を身につけている
- オ グローバル化の進展を視野に入れつつ看護専門職者として生涯にわたって人間の尊厳を擁護する看護を実践し、看護ケアの質向上について探求・研鑽していく基礎能力を身につけている

②教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）

カリキュラムは「基礎教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」「保健師課程」の4つの科目群で教育課程を編成しています。学年進行とともに学びを順次積み上げ、看護学の知識・技術の基礎から応用までを体系的に学修するとともにグローバル社会に対応できる学士力をそなえた看護専門職を養成する教育内容です。

③入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）

- ア 人々の生命・健康・生活に関心を持ち、そのことを深く学びたいという意欲のある人
- イ 大学で看護職を学ぶために必要な基礎学力を有している人
- ウ 看護職の資格を取得し、広く社会で貢献したいとの意欲を持つ人
- エ 豊かな感性を持ち、十分なコミュニケーション能力を有し、他者の考えを理解し、柔軟な思考力・発想力と好奇心を持って、看護学の奥深さや楽しさを学ぶ意欲を有している人

- (2) 自己点検・評価を実施し、広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
- (3) ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容と活用）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性のある中期的な計画の策定・実行・評価・改善（PDCA）による大学価値の向上を確実に推進するため、教員と事務職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行うことで、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、本学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 監事は、毎年度策定する監査計画及び監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つのポリシーの実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア すべての教員と事務職員は、その専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成 16（2004）年度から、すべての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も、評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果

を社会に還元することに努めます。

- ②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産官等の結節点として機能します。
- ③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
- ④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。
- ⑤環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理体制の整備

- ①危機管理体制のための危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

- ア 大規模災害
- イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
- ウ 大規模な感染症
- エ その他本学にかかる緊急事態

- ②災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。

- ア 学生の安全安心対策
- イ 減災・防災対策
- ウ ハラスメント防止対策
- エ 情報セキュリティ対策
- オ その他のリスク防止対策

- ③事業継続計画の策定に取り組めます。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ①すべての教育・研究活動及び業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。
- ②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、

透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要であるが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえたうえで、法人運営並びに本学の教育・研究活動等の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置づけとは異なり、法人運営並びに教育・研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は、学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に発信していきます。

①教育・研究に関する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学金等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

②学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書

エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）

オ 役員報酬に関する基準

カ 事業報告書

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により最大限公表に努めます。

①教育・研究に資する情報公開

ア 大学間連携

イ 地域連携並びに産学官連携

②学校法人に関する情報公開

ア 中期的な計画

(3) 情報公開の工夫

①上記（1）②及び（2）②の学校法人に関する情報については、ホームページでの公開に加え、事務局に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

②情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開規程を策定し、公開します。

③公開方法は、ホームページでの公開を主としますが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学案内、各種パンフレット等の媒体も活用します。

④公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。